

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会

評議員選出細則

(総則)

第1条 本評議員選出細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本定位・機能神経外科学会定款（以下「定款」という）及び定款施行細則に基づき、本法人の評議員の選出方法等につき、必要な事項を定める。

(新任評議員の選出・選任)

第2条 本法人の評議員となる資格を有する者は、定款施行細則第8条に規定する以下の要件を具備する会員とする。

- (1) 引き続き3年以上（任意団体時を含む。）本法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
 - (2) 満65歳以下であること。
 - (3) 定位・機能神経外科等について、知識、業績（論文、学会発表等）、もしくは実績（業務経験、役職等）を有していること。
 - (4) 所属の大学、専門施設において教授又は施設長の地位を有すること、もしくは現職の評議員3名以上の推薦があること。
- 2 前項各号に定めるほか、定位・機能神経外科関連の査読あり英文論文が5編（共著を含む）以上あることが望ましいものとする。
- 3 前2項の要件を具備する者であって、本法人の評議員となることを希望する者（以下「申込者」という。）は、別紙1「評議員審査申込書」による審査申込書に次の各号に規定する書面を添付の上、本法人事務局に提出するものとする。
- (1) 評議員にあたっての抱負を記載した書面（100字以内）（※審査申込書に直接記入も可）
 - (2) 履歴書
 - (3) 現職の評議員3名以上の推薦状（別紙2「推薦状」による）
 - (4) 定位・機能神経外科関連の査読あり英文論文のコピー（最大5編まででよい）
- 4 前項の審査申込書の提出があった場合、事務局は、申込者の第1項及び第2項の資格要件の調査を行い、当該要件を満たしていることを確認した後に、当該申込書及び添付書類を評議員選出委員会に提出し、評議員選出委員会にて申込者の審査及び選出を行う。
- 5 評議員選出委員会は、申込者の審査を行い、評議員の員数等も加味したうえで、本法人の評議員に相応しいと判断した場合には、理事会に報告のうえ、評議員会

に申込者の評議員への選任を諮るものとする。

- 6 評議員会において承認された場合、申込者は本法人の評議員となることができる。

(評議員選任の時期)

第3条 評議員の選任は、原則として年1回の定時評議員会に諮るものとする。ただし、定款施行細則第11条に基づき臨時の評議員会にて選任することができる。

(再任評議員の選任)

第4条 定款第14条の規定により任期満了退任となる評議員につき、評議員選出委員会及び事務局は定款施行細則第10条に基づく再任意思の調査を行い、再任希望者については再任の資格審査を実施し、再任評議員のリストを作成するものとする。

- 2 評議員選出委員会は前項のリストを作成した後、理事会に報告のうえ、評議員会に再任決議を諮るものとする。
- 3 定款施行細則第10条第3項に規定する再任の資格要件を満たす限りにおいて、原則評議員は再任とするが、事前の申出により再任を辞退することを妨げない。

(評議員選出委員会)

第5条 評議員選出委員会は、理事会によって選任された委員長1名と、委員長が指名した2名以上の委員にて構成する。ただし、委員長を除く委員は、本法人の理事以外の者から指名しなければならない。

- 2 評議員選出委員の任期は、委員長の理事としての任期に準じるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 評議員選出委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 評議員(再任評議員含む)の資格審査、再任意思調査
 - (2) 評議員(再任評議員含む)リストの作成
 - (3) 評議員の選出に関し、審査結果、審査状況等の理事会への報告
 - (4) 評議員会への評議員選任議案の提出
 - (5) その他、評議員について、理事会より委嘱された業務

(評議員選出委員会の開催)

第6条 評議員選出委員会は次の各項にしたがって開催される。

- (1) 前条第1項の規定に基づき選任された委員長が、必要に応じて評議員選出委員会を招集する。
- (2) 評議員選出委員会における議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- (3) 評議員選出委員会は、書面又は電磁的方法での審議にて行うこともできる。ただし、その場合は全会一致を原則とする。

(4) 評議員選出委員会は、その委員会の開催日、開催場所、出席者、議事内容等を記載した活動報告書を作成する。

(疑義)

第7条 評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、評議員選出委員会及び理事会の審議を経て、評議員会の決議により行う。

令和元年6月18日 施行

令和2年6月15日 改正

別紙1「評議員審査申込書」

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会 御中

申込年月日 年 月 日

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会 評議員審査申込書・同意書

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会の目的・理念に賛同し、貴法人の評議員となることを希望致します。
評議員の選任が承認された場合には、貴法人の定款及び各種規程、規則を遵守することに同意致します。

フリガナ 氏名	①	生年 月日	(西暦) 年 月 日生
自宅住所	〒 —		TEL — —
			FAX — —
勤務先	〒 —		TEL — —
			FAX — —
e-mail	@		
抱負 (100字以内)			

推薦者氏名 (現職の評議員3名以上)

--	--	--

【事務局使用欄】	事務局審査	年 月 日
	評議員選出委員会審査	年 月 日
	理事会報告	年 月 日
	評議員会承認	年 月 日

別紙2「推薦状」

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会 事務局 御中

推 薦 状

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会の評議員として

勤務先 / 役職

姓 名

先生

を推薦致します。

年 月 日

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会評議員

印